平成２３年（フ）第７２９０号
大阪市城東区東中浜６丁目16番４号　アーヴァン本田103
債務者　中川　典子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３１４号
大阪市福島区玉川１丁目５番２―1301号
債務者　吉本絵麻子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４３５号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―1024号
債務者　山岡　一男
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４３６号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目11番53―1024号
債務者　山岡ハツ子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６４８号
大阪府箕面市船場西２丁目６番43号シエスタK305号
債務者　高口　勝義
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６８７号
大阪府豊中市庄内栄町５丁目４番26号
債務者　松村比佐子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７６０号
大阪市住吉区庭井２丁目14番９号
債務者　三宅　勝子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７９２号
大阪府茨木市耳原１丁目６番19号
債務者　髙橋　　徹
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７９６号
大阪府門真市南野口町18番14号
債務者　尾辻　美也
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８３２号
大阪府東大阪市島之内２丁目10番５―404号
債務者　吉岡　智代
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８５６号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目７番16―801号
債務者　鈴木　友江
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８５８号
大阪府寝屋川市河北中町35番21号
債務者　吉川　弘子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８５９号
大阪府高槻市城南町４丁目２番24号
債務者　藤原　恵美（旧姓茅野）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８６７号
大阪市北区大淀中５丁目１番１―502号
債務者　井上　勝也
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８６８号
大阪市平野区瓜破東４丁目５番４―1413号
債務者　本田　幸男
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８６９号
大阪市淀川区西三国２丁目７番８号　シティライフ新大阪401号
債務者　石居　秀之
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８７０号
大阪府八尾市南太子堂３丁目５番25号　水野マンション３―Ｄ号、前住所大阪府八尾市北木の本５丁目43番地の１
債務者　りゅうらくこと　柳楽　徳子（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部